

入院費についてのお知らせ

3割負担の保険証をお持ちの方は、入院費の自己負担額が高額になる場合があります。入院の際に、健康保険証等と、限度額適応認定証を窓口に提示することにより、入院費のお支払額が高額療養費自己負担限度額（下記参照）までのご負担となり、窓口の支払いを軽減させることができます。

高額療養費所得区分	限度額適応認定証区分	自己負担限度額(月額)
上位所得者	A	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
一般	B	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
低所得者	C	35,400円

ただし、病院に支払う金額のうち、食事代、差額ベッド代、保険外選定療養費、自費分会計等は対象外です。
当院で1年以内に4回以上高額療養費に該当した場合は、自己負担限度額が変わります。

限度額適応認定証が使用可能なのは、提示された月からとなりますので、入院前、または入院日の同月内に受付窓口までお持ちください。

月が変わりますと、前月までの認定は受けられません。

<手続き方法>

自己申請となりますので加入されている各種保険組合等に、ご自身で確認をお願いします。

*70歳未満の方が対象となります。保険の種類により一部適応にならない場合があります。

国民健康保険の方・・・お住まいの管轄区役所・市役所での手続き

社会保険の方・・・会社の保険証発行を担当している部署にご相談

入院費についてのご相談は、1階医事課までご連絡ください。

